

砥部町こぶし食堂

指定管理者募集要項

砥部町農林課

令和7年4月

砥部町こぶし食堂指定管理者募集要項

1. 指定管理者の募集

砥部町こぶし食堂（以下「こぶし食堂」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

2. 施設の概要等

(1) 設置の趣旨

住民等に便益を提供し、地域の活性化を図るため、こぶし食堂を設置します。

(2) 概要

名 称	砥部町こぶし食堂
所 在 地	砥部町総津 159 番地 1
敷 地 面 積	2,459 m ² （ふるさと生活館の一部を含む）
延 床 面 積	63 m ²
構 造	木造平屋建て
施 設 内 容	厨房、トイレ、木製テーブル、椅子、木製戸棚、ガラス戸棚、AED テレビ、ペレットストーブ、駐車場（ふるさと生活館と共同使用） その他付帯設備（エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、温水ボイラー）
設 置 年	平成元年

3. 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりです。

- ア 食品を調理し、継続的に不特定又は多数の者に供与する業務（食堂内での飲食を原則とします。）
- イ 施設の運営及び維持管理に関する業務
- ウ 施設の安全対策に関する業務
- エ その他町長が定める業務

(2) 留意事項

詳細は、別に定める「砥部町こぶし食堂指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照して下さい。

4. 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

休館日は、次のとおりです。ただし、指定管理者は町長の承認を得て、臨時に開館又は休館することができます。

- ア 毎週月曜日及び火曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178

号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の直後の休日でない日)

イ 12月28日から翌年1月3日

(2)開館時間

開館時間は午前10時から午後5時までとします。ただし、指定管理者は町長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(3)業務の全部委託の禁止

指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に委託することはできません。

ただし、事前に町長の承認を得た場合は、業務の一部を専門の事業者に委託することができます。

(4)個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう十分配慮して下さい。また、施設の管理に関し知り得た情報を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用はできません。

(5)情報公開

指定管理者は、砥部町情報公開条例の規定を遵守し、施設管理に関して保有する情報の公開に努めてください。

(6)関係法令等の遵守

指定管理者は、こぶし食堂の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例を遵守してください。

(7)施設の改装等

指定管理者は、施設の効果的な運営を図るため必要があるときは、町長の承認を得た場合限り、指定管理者の費用負担により施設の改装又は模様替えをすることができます。ただし、食品衛生法上の許可が別途必要な場合があります。また、改装等を行った場合、指定期間終了後すみやかに原状回復を行ってください。

5. 指定の期間

指定期間は、令和8年1月4日から令和12年12月28日までの5年間を予定しています。

ただし、この期間は砥部町議会での議決により確定することとなりますので留意してください。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6. 指定管理者の収入に関する事項

施設の運営により得た売上等の収入は指定管理者の収入とします。(令和8年1月4日以降の収入が対象)

7. 責任の分担

指定管理者と町との責任分担は、次表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と町が協議して定めることとします。

項 目		町	指定管理者
備品・施設等の管理	修 繕	1 件 20 万円以上	○
	既存機器等の更新（買い替え）	○	
	新規購入・改装		○
	事故・災害等に伴う施設等の修繕	事案による	
損害賠償	管理者としての注意義務を怠ったことによる		○
	上記以外の事由によるもの	事案による	
保険の加入	火災保険	○	
	利用者に係る保険	事案による	
法令や税制度等の変更に伴うリスク		事案による	
人件費・光熱水費等や金利の変動に伴う経費の増			○
施設利用者の減少等に伴う収入の減			○
施設利用者及び地域住民とのトラブル			○

- ① 指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行うこととします。
- ② 引渡し前の修繕については、指定管理者と協議のうえ、修繕の必要性は町が判断し、施設のサービス内容に影響を及ぼさない箇所は修繕を見合わせる場合があります。
- ③ 備品（町所有）の更新の必要性は、町が判断します。
- ④ AED については、町の責任分担とします。

8. 指定管理者の業務に係る経費

管理運営に関わる全ての経費は、施設の運営により得た売上等の収入をもって充てるものとします。町から指定管理者への指定管理料の支払いはありません。（委託料の額 0 円）

9. 応募者の資格等

(1) 応募資格

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により応募者は、法人その他の団体とし、個人での応募はできません。（法人格の有無は問いません。）

イ 複数の団体等で構成される団体（以下「グループ」という。）で応募する場合はグループの適切な名称を設定し、代表団体を選定してください。なお、代表団体、構成団体の変更は原則として認めません。

ウ グループの構成団体は、別グループの構成団体となり又は単独で応募することはできません。

エ 営業の開始日までに、食品衛生法上の「食品営業許可」や「食品衛生責任者」等を取得

してください。

(2) 応募の制限

応募しようとする団体又は役員（法人以外の場合は代表者）は次の項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者

エ 砥部町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止を受けている法人等

オ 地方自治法 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 本町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 市町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

ク 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ケ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

コ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要項第 2 条に規定する排除措置対象者

10. 申請の受付期間等

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりとします。なお、スケジュール等は予定であり、必要に応じて変更する場合があります。この場合には、応募した団体等に対しては、その旨通知いたします。

内 容	月 日
募集要項の配布	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 6 月 30 日（月）
応募に関する質問書の受付	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 6 月 30 日（月）
質問書に対する回答	令和 7 年 7 月 16 日（水）
現地説明会	令和 7 年 6 月 26 日（木）
応募書類の受付	令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 7 月 25 日（金）
選定委員会の開催	令和 7 年 7 月下旬頃予定
選定結果の通知	令和 7 年 8 月中旬頃予定
指定管理者の指定	令和 7 年 9 月下旬頃予定（町議会の議決を経て）
協定の締結	令和 7 年 10 月頃予定
指定管理者の業務開始	令和 8 年 1 月 4 日（日）

(1) 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等は、砥部町ホームページからダウンロードできます。

また、農林課窓口でも配布します。なお、窓口での配布は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

砥部町ホームページ URL <https://www.town.tobe.ehime.jp/>

(2) 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。質問への回答は、書面及び砥部町ホームページで行います。

- ア 受付期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 6 月 30 日（月）
- イ 受付方法 質問書（様式 7）に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールで送付してください。電話、口頭による質問は受け付けません。
- ウ 提出先 〒791-2195 砥部町宮内 1392 番地
砥部町役場 農林課
TEL : 089-962-5667 FAX : 089-962-4277
E-mail : 065norin@town.tobe.ehime.jp

(3) 現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、次のとおり説明会を開催します。応募を予定している団体等で希望する場合は、出席してください。（任意）

- ア 開催日時 令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前 10 時 30 分～
- イ 開催場所 砥部町こぶし食堂
- ウ 参加人員 各団体 2 人まで
- エ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式 8）に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールにて開催日の前日までに送付してください。
- オ 申込先 (2) 質問書の受付ウ提出先に同じ

(4) 応募書類の受付

- ア 受付期間 令和 7 年 7 月 16 日（水）～令和 7 年 7 月 25 日（金）
開庁時の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
- イ 受付方法 応募書類の提出は持参とします。（メール・郵送による申請は不可）
- ウ 提出先 (2) 質問書の受付ウ提出先に同じ

1 1. 応募書類

(1) 応募書類

- ア 砥部町こぶし食堂に係る指定管理者指定申請書（様式 1）
- イ 団体の概要調書（様式 2）
- ウ 砥部町こぶし食堂管理運営に関する事業計画書（様式 3）
- エ 砥部町こぶし食堂管理運営に関する収支計画書（様式 4）
- オ 宣誓書（様式 5）

カ 付属書類（必要に応じて作成してください。）

- ・ グループの構成員表及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項
- ・ 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに準ずるもの）
- ・ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(3 ヶ月以内に取得したもの)
- ・ 役員の名簿
- ・ 事業報告書（前事業年度分）
- ・ 貸借対照表、損益計算書又は収支計算書（前事業年度分）
- ・ 食品営業許可証、食品衛生責任者証等の写し

(2)提出部数

正 1 部、副 6 部（コピー可） 申請書は、町で複写する場合があります。

(3)留意事項

- ア 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 応募 1 団体又は 1 グループにつき、申請は 1 件とします。
- ウ グループ応募の場合には、構成員毎に必要な付属書類を作成してください。
- エ 応募書類に虚偽又は不正があった場合は失格といたします。
- オ 応募書類の内容を変更することは、原則として認めません。ただし、町から申し入れた場合は除きます。
- カ 応募書類は返却いたしません。
- キ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、町は指定管理者の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ク 応募に係る経費は、すべて応募者の負担といたします。
- ケ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（書式 6）を提出してください。

1 2. 候補者の選定の基準等

(1)選定方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

(2)選定基準

審査は、選定委員会が、次の審査基準により行います。

- ア 管理運営の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - イ 管理運営の計画書に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - ウ 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。
- ※ 上記の詳細な評価基準及び配点については、別紙「配点と審査基準」のとおり。

(3)審査等

審査は、提出された事業計画書等により行い、面接（ヒアリング）を行います。

(4)選定結果の通知等

- ア 選定結果の通知は、選定終了後速やかに文書で通知します。なお、選定手続の透明性の確保、町民への説明責任を果たすため、砥部町ホームページに選定結果を公表します。
- イ 選定委員会による審査の結果、適当であると認められる団体がない場合、指定管理候補者を選定しない場合もあります。
- ウ 選定通知後、選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、既に申し込みを行った他の団体の中から再度選定することがあります。

(5)留意事項

応募者は、選定委員に対し本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

1 3. 協定書の手続き等

(1)候補者との協議

協定の締結に際し、管理運営業務の細目については、候補者と町が協議を行うことといたします。

(2)指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、砥部町議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、管理業務上必要な事項について、協定を締結します。

協定は、指定期間における基本的な事項を定めた「包括協定」を締結いたします。

【包括協定】

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 委託料に関する事項
 - (ア) 委託料の額（0 円）
 - (イ) 委託料の額の変更方法
- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 指定期間に関する事項
- キ その他町長が別に定める事項
 - (ア) 管理業務の第三者への委託に関する事項
 - (イ) 施設内での事故発生時の内容、本町への報告等に関する事項
 - (ウ) 指定管理者が本町に損害を与えた場合の賠償に関する事項
 - (エ) 指定管理者が施設や備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
 - (オ) 協定の改定に関する事項
 - (カ) 情報公開に関する事項（砥部町情報公開条例第 27 条の 2 参照）

- (キ) 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- (ク) 管理運営上知り得た個人情報以外の秘密の保持
- (ケ) 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- (コ) 施設運営に伴う修繕費等の負担に関する事項
- (サ) 指定管理者が管理業務を行うに当たり購入する物品の所有権の帰属等に関する事項

(3) 指定の取消し

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ウ 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められるとき

1 4．事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、町に提出しなければなりません。

1 5．事業実施状況の把握

町は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、町は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

1 6．その他の事項

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、町は指定管理者に対し、改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、町は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者の損害に対して、町は賠償を行いません。また、町に生じた損害について、指定管理者はその損害を賠償するものとし、その旨を協定書に規定するものとします。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者の責めに帰することが出来ない事由により業務の継続が困難

となった場合は、指定管理者と町は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は、指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2)業務の引継ぎについて

指定期間の終了、若しくは指定の取消しにより、業務を次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

(3)その他

この募集要項に定めのないことは、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例による。

1 7 . 問 い 合 わ せ 先

〒791-2195 砥部町宮内 1392 番地

砥部町役場 農林課

TEL 089-962-5667

FAX 089-962-4277

E-mail 065norin@town.tobe.ehime.jp

砥部町こぶし食堂に係る指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

申 込 者 所 在 地
 団 体 名
 代 表 者 名

砥部町こぶし食堂に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称：砥部町こぶし食堂

所在地：愛媛県伊予郡砥部町総津 159 番地 1

2. 提出書類

- (1) 団体の概要調書（様式 2）
- (2) 事業計画書（様式 3）
- (3) 収支計画書（様式 4）
- (4) 宣誓書（様式 5）
- (5) その他付属書類

3. 担当者連絡先

担 当 者 名

TEL／FAX

団体の概要調書

団 体 名					
代 表 者 名					
所在地／電話番号					
設 立 年 月 日					
資本金（千円）					
従 業 員 数	従業員総数				
	有資格者等	資格の種類	人 数		
業 務 内 容					
過去 3 ヶ年の 財政状況		年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		①総収入			
		②総支出			
		①－②			
団体概要特記 (ISO 取得 等)					

※複数の団体がグループを構成して応募する場合は、グループ構成団体表（様式 2 - ①）及び委任状（様式 2 - ②）を併せて提出してください。

グループ構成団体表

グループの名称 (構成団体数 団体)

代表団体	所在地 団体名 代表者名 担当者名 氏 名 所 属 役職名 電 話 E-mail FAX
構成団体	所在地 団体名 代表者名
構成団体	所在地 団体名 代表者名
構成団体	所在地 団体名 代表者名
構成団体	所在地 団体名 代表者名

※記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

委 任 状

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

構成団体	所 在 地 団 体 名 代表者名 (印)
構成団体	所 在 地 団 体 名 代表者名 (印)
構成団体	所 在 地 団 体 名 代表者名 (印)
構成団体	所 在 地 団 体 名 代表者名 (印)

私は、下記の団体をグループの代表団体とし、砥部町こぶし食堂の指定管理者の申請手続きに関し、次の事項を委任します。

記

代表団体 (受任者)	所 在 地 団 体 名 代表者名 (印)
委任事項	・ 申請書（事業計画書及び収支計画書その他申請に必要な書類を含む。）の提出に関すること。 ・ 申請の辞退に関すること。

※記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

運営業務に関する実施計画

1. 年間の事業計画

※自主事業等の実施計画について記入してください。

2. 飲食代金等の実施計画

①飲食代金設定計画

※飲食代金の設定に関する考えを記入してください。

②その他収入に関する事項

3. 苦情への対応

※利用者や住民からの苦情があった場合の対応等について、基本的な考えを記入してください。

4. サービスの向上や施設の利用促進に関する計画

※施設の利用促進を図るための取組等について記入してください。

勤務体制

①職員の配置

※組織図等により職員の配置計画を記入してください。

また、業務内容や指揮命令系統、配置する職員数などを記入してください。

②雇用形態等

※雇用形態（常勤・非常勤）や職能（資格、技能）を記入してください。

また、新たに雇用する場合は、雇用に関する方針等を記入してください。

③勤務体制

※勤務時間、休日、ローテーションなどを記入してください。

④人件費

※人件費は、それぞれの職員の年間人件費見込額（法定福利等を含む一切のもの）で、合計額は、収支計画書の人件費の令和 7 年度支出計画の額と一致させて下さい。

④研修計画

※職員のサービス向上、能力開発等に関する研修の具体的な取り組み予定を記入してください。

施設管理に関する実施計画

1. 建築物及び付属設備の維持管理計画

2. 駐車場の維持管理計画

3. 施設賠償責任保険の加入計画

4. 備品購入・修繕計画

※施設運営にあたり、必要と思われる新規の備品及び修繕が必要な備品の計画があれば記載してください。なお、費用負担は募集要項「7. 責任の分担」を参考にしてください。

備 品 名	内 容	時 期	金 額	費用負担

5. 施設の改装及び修繕計画

※施設の効果的な運営を図るため改装を行う場合は、計画を記載してください。

なお、その場合は、改装後の配置図等を添付してください。

※施設運営にあたり、修繕を要する場合は、計画を記載してください。

①改装計画

②修繕計画

修繕箇所	内 容	時 期	金 額	費用負担

令和 年度砥部町こぶし食堂
管理運営に関する収支計画書

団体名 ()

【収入の部】 単位：円

区 分	予 算 額	摘 要
施設飲食代売上収入 その他の収入		
収入合計（A）		

【支出の部】

区 分	予 算 額	摘 要
支出合計（B）		

宣 誓 書

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

印

砥部町こぶし食堂の指定管理者の指定申請にあたり、同募集要項の「9. (2)応募の制限」に定める欠格事項に該当しないことを誓います。

辞 退 届

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

(申請者)

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

令和 年 月 日付けで砥部町こぶし食堂に係る指定管理者指定申請書を提出しましたが、
下記により申請を辞退します。

記

辞退の理由

砥部町こぶし食堂

指定管理者募集に関する質問書

(申請者)

所 在 地

団 体 名

質問者氏名

連 絡 先

(質問の内容)

【送付先】 〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地 砥部町役場 農林課

FAX 089-962-4277 E-mail 065norin@town.tobe.ehime.jp

砥部町こぶし食堂
指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

砥部町長 古谷 崇洋 様

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

参加希望者

	氏 名	所 属	役 職	TEL	FAX
1					
2					

※ 1 には担当者（連絡者）を記載してください。